

## 令和2年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和2年12月18日（金曜日）

開 会 午後 2時45分

閉 会 午後 4時19分

---

### ○会議に付した事件

1. 白老町男女共同参画計画（第5次）について（生活環境課）
  2. 史跡白老仙台藩陣屋跡保存活用計画（案）について（生涯学習課）
  3. 生活館の改築方針について（アイヌ総合政策課）
- 

### ○出席委員（6名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	氏家裕治君	委員	前田博之君

---

### ○欠席委員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

生活環境課長	本間力君
生涯学習課長	池田誠君
生涯学習課参事	武永真君
アイヌ総合政策課長	笹山学君
財政課長	大黒克己君
生活環境課主査	森香織君
アイヌ総合政策課主査	江草佳和君
生活環境課主事補	大石雄大君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） ただいまより、総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 2時45分）

---

○委員長（吉谷一孝君） （聴取不能）

○生活環境課長（本間 力君） （聴取不能） 計画の項目設定、それぞれが男女共同参画計画、さらには個別の計画に推進するところとの必要性や整合性がなかなか細かすぎるところもありまして、次期計画を精査すべきという意見も出ました。（2）のアンケート結果ということで、今回これまで町民意識調査に沿って取りまとめていたものが、お手元の資料1-1でいきますと、男女共同参画の認知度、それから男女共同参画の必要性に関する理解を、それから基本目標のⅡの男性が家事等に関わる平均時間、これは元々、町民意識調査に行っていたところなのですが、何らかの事情によって町民意識調査から外れていたところが判明いたしまして、急きょですが今年に入りまして資料1-3になりますけれども、独自で生活環境課として対象者数200人ということで対象人数が少ないのですが、回答率68%の中で集計させていただいております。特にその部分に関しましては、このような数字なのですが2枚目の町職員の部分も合わせて載せさせていただいております。集計に関しては町職員は反映していないのですが、なかなかこの部分の町職員の回答の中で必要性を感じないという16人、12%があつたりとか、そういった知らないという認知度が23人しか知らないと、必要性では感じないというのが16人、12%、この部分に関しまして深く重く受け止めざるを得ないところかということで、我々町職員としてもそういった部分の庁舎内でももっと意識を高めることが必要だということで、改めて資料の追加に至っております。

続きまして、今回の5次計画の素案になります。本編については、長文ございますので、概要版のカラー刷りの裏表で説明させていただきます。あいプランの概要版でございます。まず第1章、左側になります。計画の基本的な考え方、計画の策定の趣旨でございますが、本町におきましては平成17年3月が最初の皮切りになりまして以後、4次まで計画を直しまして、今回5次策定という状況になっております。2の計画の役割・位置づけでございますが、今回におきましては国・北海道からの推進計画も挙げられておりました、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法この第6条2項の規定に基づきまして、市町村計画ということで今回改めて男女推進計画という位置づけで今度の男女共同参画計画を進めてまいりたいという考えでおります。計画の期間が令和2年度から令和5年度までの4年ということです。2章の現状と課題でございます。1、男女共同参画を取り巻く現状でございますが、依然としてなかなかこの男女共同推進ということは進んでいる一方で、なかなか高まりがないという状況がございます。特に現状の中で仕事と家庭との両立が困難なこと、固定的な性別役割分担意識、それからアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）というところが社会全体での存在等が課題になっていると捉えております。

その中で男女共同参画を取り巻く課題としましては、1、固定的な性別役割分担意識を解消し、自由に考え行動することのできる意識の形成、それから家庭、職場、地域等において、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる環境づくり、それから男女がともに自立し、生きがいを持つために不可欠な身体及び精神の健康づくりと相談支援の充実というところで課題を設定しております。これにつきましては、4次のものをそのまま引き継いでいるものでございます。第3章の計画の基本理念と基本目標でございますが、基本理念におきましても、1次から4次を踏襲させていただいて、男女がお互いに支えあい、ともに参画して心豊かにいきる社会ということで、2の目指すすがた、家庭、地域、職場、学校ということで、この見つめあい、認めあい、支えあいというすがたを、本編にはそれぞれのすがたを記載しておりますが、そのよう形で進めてまいります。それに対しまして、3の基本目標でございます。同じくこれも4次までの踏襲ということで、1番、男女共同参画社会の実現を目指す意識改革、それから家庭・職場・地域における男女共同参画の推進、男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくりということでございます。

次のページになりまして、それぞれの計画の内容でございます。4次と同様に基本目標を3つに区枠させていただいております。まず、男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革ということで、設置方法と政策、施策の内容としましては、男女共同参画計画の推進、男女平等教育・学習の推進、人権についての認識の浸透ということで、それぞれの指標目標が男女共同参画の認知度とそれから必要性・理解度、現状値に対しまして目標値を100%と設定しております。小学校における女性管理職の割合ということで、現状値8.3%として4次を踏襲いたしまして30%という設定をさせていただいております。女性の人権擁護委員の割合ということで、現状値と同様になります。

基本目標の2、家庭・職場・地域における男女共同参画の推進、こちらが女性活躍推進計画の位置づけになります。1番目に家庭生活と社会生活の両立の促進、2番目に就労の場における男女共同参画の推進、3番目に地域社会における男女共同参画の促進、4番目に政策・方針決定過程への女性の参画拡大ということで、指標目標につきましては男女が家事に関わる平均時間ということで現状値84分に対しまして、国の4次計画が150分という設定でございますので、その整合性をとって目標を設定しています。女性の労働率につきましては、現状値44%に対し4次の設定に対して50%と引き継いでいます。事業者における女性役員の割合ということで27.5%の現状値に対して、こちらも引き続き30%と設定しています。審議会等への女性の登用立ということで現状値28.7%でございますが今回、総合計画での同様の目標を立てていることから同様の50%、ただ総合計画が令和9年までということになっておりますが、今は第5次計画でございますが6次に引き継いで行う上で50%という設定を高くはなっておりますが、目標設定としております。町職員の女性割合ということで、現状値17.8%に対し30%という設定で進めさせていただきたいと思っております。

基本目標3、男女後ともに元気で安心して暮らせる環境づくりということで、1、生涯学習の推進。2、生涯にわたる健康づくりの推進。3、健康に暮らせるための相談体制の充実ということで、指標目標につきましては、生涯学習講座の開設ということで現状値12回から18回。国保特定検診受診率につきましてはなのですが現状値34.4%、目標値が40.4%以上ということで、4次までにつきましては乳がん、子宮ガン検診という設定でございましたが、担当課と検討委員会の中で協議をいた

しまして、総合計画と整合性を取るということでこの目標設定にした経緯がございます。心身ともに健やかな暮らしの支援が充実していると感じる町民の割合ということで、こちらも総合計画と同様ですが現状値が61.3%、目標値が67.3%に設定させていただいております。

最後に5章の計画の推進でございますが、これも第4次を踏襲しまして連携と協働の推進ということで毎年、進捗状況を踏まえて進行管理を徹底しながら進めてまいりたいということで記載をさせていただいております。以上で簡単でございますが、5次計画の素案についての説明でございます。

3番目の男女参画推進懇話会の委員でございます。先般、懇話会の委員さんと懇談を持たせていただいております。計画素案の本編の31ページにそれぞれご意見をいただいたものを掲載しております。貴重な意見を踏まえて計画の今後あるべき姿、計画の方向性、推進内容にも反映させていただきながら進めていきたいと思っております。要旨は省略させていただきます。

最後の4番の計画のスケジュールでございます。本編の33ページになります。策定経過につきましては、記載のとおり4月より今回特にコロナ禍の影響がございまして、庁内検討につきましては各書面会議を徹底しながら若干、時間を費やしたところでございますけれども、夏場までには終わらせてます。11月5日に懇話会を進めさせていただきまして、記載が訂正ありますが、総務文教常任委員会の協議会というところの計画説明が12月にずれているものですから訂正させていただきます。今後、委員の皆様のご意見をいただきながら並行いたしまして、予定としまして12月24日から令和3年1月25日までパブリックコメントを実施していきたいと、後の翌年1月には懇話会の開催と成案化に向けていきたいという考えでございます。時間のないところ雑駁な説明で申し訳ありませんが、説明は以上でございます。

**○委員長（吉谷一孝君）** 今、説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問のある方いらっしゃいますか。

氏家委員。

**○委員（氏家裕治君）** 氏家です。今まで長い時間をかけて第5次の男女共同参画計画に取り組むということで、私もはっきり分からないのです。長年、男女共同参画という名前が先行して、実際にそれは何なのだろうと思うのです。極端な話をいうと私の家内がいろいろな仕事をしながら例えば料理をつくる、料理をつくるけれどもまだ自分の仕事が残っているものだから片づけが後回しになってしまう、それを見る旦那はこれくらいだから片づけておこうかと思って片づけをする、それが日常的な仕事の流れになってくると、料理をつくる担当は私の家内、片づけるのは私の役割と、それでいいと思うのです。家の中にいても自分のできない能力ものを私の家内が持っていたり、すごいなと思ったり、そういうバランスが家庭の中でも大事だと思うのです。家内の苦手なことで外に出る行動だとか活動などについては私が分担するとか、そう考えると男女共同参画というのは社会の中で目標値である30%、女性の職員や管理職を登用したときに、まちの理想というかまちはどう変わるのかと思うのです。実際にこういったものが実現したときに、この計画をつくった当初のところでそういったことが議論されているのかもしれないけれども、最近よく思うのです。一生懸命に計画をつくって男女比率をここまでもっていきましようとなると、実際にそれが目標として

達成されるときというのは、社会がどう変わっていくことなのかと単純な思いで、これからの第5次、第6次に向けて進めていく上で今一度、自分の頭にも叩き込んでおきたいと思う部分があるものですから聞きたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 氏家委員のご質問に対して、きちんと全てお答えできるか自信がないところがございますが、やはり男女共同参画社会という実現に向けてというフレーズは、これまで長きにわたり国の中で平成につきましては資料にもつけさせていただいておりますので御覧いただきたいと思うのですが。一つは、暴力行為に及んだり、いろんな男女間の差別というものが顕在していたことが少しずつではありますが、ノーマライゼーションのことも触れさせていただいておりますけれども、重要性は少なからず高まってきているということは事実だと思います。ただ長きにわたっているところがございますので、懇話会の委員さんからも男女共同参画とは一言で言うと何といった受け止め方をされている方もいらっしゃいました。まず、氏家委員がまさしく言われたことというのは、お互いに見つめあって、認めあって、支えあってというキャッチコピーを今回入れさせていただいておりますけれども、それぞれがそういった環境の中で男女間の役割を持って進めていくことが一つ、男女共同参画の基本ベースだということの認識でよろしいかということも懇話会の委員さんにも説明させていただいております。特に今回、指標目標を設定したことを100%全てではない、この指標を達成すれば男女共同参画社会が現実的に実現できるかということではないかと思っています。その指標の設定の仕方もまだまだ今後もっと検証をして行わなければならないということも事実かと認識しておりますし、特にいろんな角度で今言ったお互いが見つめあって、認めあって、支えあっていくという流れを進めていくことで、それぞれ総合計画に掲げております、まちづくり全般的に一つの男女共同参画社会というところの実現も踏まえると、着実に進めていかれるという形は我々もきちんと手を抜かずやっていかなければならないと思っておりますので、答えにはなっていないかもしれませんが、説明は以上でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 確かに私は、第5次のキャッチコピーがあるではないですか。見つめあい、認めあい、支えあうとこの3つが本当に自分たちの身の回りの中でできるようになったら、この目標値というのは達成できるのではないかと思います。このキャッチコピーが大事だと思うのです。ですから、男だからとか女だからだとか亭主関白だとか、そういう感覚ではなくて認めあうところに趣をおくということは男女共同参画と言いながらも、元々は朝のあいさつ運動から始まって、おはようございますに男女の差別なんてないわけですから、そういうところの心の教育みたいなものが大事になってきて今はスマホを片手に家の中で向き合うこともなく人それぞれがスマホに向き合っている時代の中で、果たしてこれが現実的に言葉上のキャッチコピーにしかならず、実際には見つめあうこともない、支えあうこともないみたいな社会になってしまったら男女共同参画などはどこにもあり得ないと思ったりもするものですから、ぜひこういったことを念頭におきながら、でも一番大事な今は今からスタートするにしても教育の分野だとか、そういったところを朝のあいさつ運動から始まって、常にともに見つめあったり、認めあって、支えあうという社会をつくっていく

目標にしていてもらいたいと思うので。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） おっしゃるとおりでございます。私どもも、この5次の計画を素案として示させていただいておりますが、もっと忌憚な意見をいただいた中で成案化に向けていきたいと思っておりますし、今の役場全体でもいえることなのですけれども推進体制が重要だと思っております。なかなか全て男女共同参画推進という担当だけではないものですから、その中でやれる限界はございますけれども、そこを少なからず担当課長も含めて進行管理を進めていくことが重要だと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにありますか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。私もあまりよく分かりませんが、質問します。この計画そのものは読めば分かりますが、今の社会の中で言うと、この計画とジェンダーの平等の考え方がありますよね。そこをリンクしていくものなのかどうなのか。何を言いたいかという、これだけやってもきっと駄目だと思うんです。だからそういうもった幅広く、もっと今の社会に向き合った形に多分なっていくのではないかと気がしているんです。私の言っていることが全然違っていたら違うと言ってきてかまいません。私はこういうものの中でジェンダーの平等に考え方などどういうふうに入ってくるのかなという辺りがちょっと気になるものですから、それでこれとの関わり方がないのならないで結構ですから、その辺分かる範囲でお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 一つは、この男女共同推進計画というものは、地域計画という位置づけになっていて、基本は男女共同参画社会基本法になっております。本編の資料2の19ページに記載しております。一字一句読みませんが、端的に言いますと男女共同というところの定義にも記載されているのですけれども、第2条になりますけれども、社会形成をいうことが一つ男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会形成ということで、その一括りに当て組んでいけば個別のジェンダーというところでも含まれていくという観点かと捉えております。そこには男女の人権尊重ということで第3条からつながっておりますので、大きく男女共同参画社会基本法というものが、大淵委員が言われましたジェンダー含めていろんな角度で、この基本法に沿って推進計画が進められているという扱いでよろしいかと思えます。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） そういうことを含めた議論が、どれだけされるかと。この名簿がありますけれども、もちろん庁舎内も懇話会等とありますが、そういうところできちんと議論がされるということが私はこういうものをつくる時に、つくりましたというだけでは駄目だと思うので、その見解をお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） なかなか今回の実態の説明の仕方も全て十分だとは思っておりま

せん。今回の検討委員会の書面の中でもやり取りも、全て個別で担当セクションと行なっておりますが、そこがまだまだもっとも議論が必要だと認識しております。先ほども申し上げました推進体制という部分でいきますと体制にも影響はそういった部分は出てはいますが、私どもとしては推進体制をもって計画をつくった以上は進行管理をもって、次は6次の計画につなげる取組は今後も最大限努めていかなければならないという認識でございますし、懇話会委員さんにつきましても町民の方々に参画いただきまして貴重な時間ということもありますので、そういった議論も手を抜かずやっつけていかなければならないということなのですが、なかなか1回、2回ではそれぞれ委員さんの捉えもございますので許せるのであればそういう機会をもっともっと設けるべきかと捉えておりますので、与えられた中で最大限の努力はしていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにありますか。

佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 確認なのですが、資料1-1で行政の町管理職における女性の割合が17.8%と書いていて、概要版に町職員の女性割合が17.8%と書いているのですが、これは管理職の女性の割合なのか町職員の女性の割合なのか、どちらでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 大変申し訳ありません。概要版の女性割合というのは管理職でございます。

○委員長（吉谷一孝君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤雄大君） 理解いたしました。資料4のところに参加者の発言にも書かれているのですが、真ん中の辺りです。男性にも育児に積極的になってほしい、話す機会があると計画の推進につながると思うといったご意見があるのですが、意識改革みたいなものが実際に参加できる環境がないと積極的になるのは難しいのかと思います。例えば育児休暇の取得が必要と3番目に書かれていますけれども、これも役場が仮にお手本になるとしたら、課長のお子さんの行事に参加して、その若手職員や女性職員が課長も行っているから私も育児休暇を取ろうとか、男性職員に取ってもらったほうが参加する機会という面でも意識という上でも変わると思うのですが、そういったところで結局、意識向上につながっていくのかと思うのです。これが多分、役場の一つの課でもできなかつたら、どこでもできないと思うのです。そういった自分たちでできることに落とし込めていったときにそういうことも必要かと思うのですが、その点について見解を伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 佐藤委員のご指摘のとおり、そういった環境改善には一人一人の意識の持ち方が重要ですし、それを進めることで進め方に沿って見ている方がそういった行動に及ぶという、リーダーシップ的なこともそうですし、全体の組織、団体の環境づくりというものがそれぞれ個別にやっつけていかなければならない。町職員の立場で申し上げれば、役場庁舎のそういったいろんな活動にどちらかという、お母さんにお任せしてしまうことに関しましては、どんどんお父さんが出て行くようにということを私個人的にもそういったところを積極的にやっているつもり

でいます。そういったところを後輩たちや同僚たちにというところは、もっともっと機運を上げていかなければいけないというところでは行っていくこと、庁舎全体で申し上げますと働き方改革ということが今一つフレーズになっておりますけれども、それを人事を預かる総務課がもっともっと積極的に行うことであったり、我々としては各町内企業、団体等に啓発活動を行なっていくことを今後も地道にやっていくことが一つ重要なことかと捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 意見がなければこれで白老町男女共同参画計画（第5次）を終わります。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

---

再開 午後 3時16分

○委員長（吉谷一孝君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

2つ目、史跡白老仙台藩陣屋跡保存活用計画（案）について、生涯学習課からの説明を求めます。池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） お時間をいただきましてありがとうございます。本計画につきましては、令和元年から本格的な計画着手に入りましたが、スタートの時点でそもそも保存管理計画という従来の計画から令和元年、保存活用計画と内容が変わったことから、昨年度の策定委員会の中でもう少し時間をかけて協議する必要があるということで令和2年度まで繰越しさせていただきました。このほど計画案まで出来上がりましたので、これから主な概要を簡単にご説明してご意見をいただきたい、年度内に完成を目指して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願います。説明は武永参事からさせていただきます。

○委員長（吉谷一孝君） 武永生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（武永 真君） それでは保存活用計画について簡単にご説明させていただきます。元々、こちらは平成30年に文化財保護法が変わったということで史跡を持っている自治体、あるいは管理団体はこれをつくった上で今後の整備を始めないといけないということが大前提でございました。この計画は陣屋跡の保存活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画になりますので、これからの陣屋跡をいかに向き合っていくかとした中での指南書、あるいは教科書的なものになります。これを見れば陣屋のことはほとんど分かるというものでございます。この計画は、文化庁のマネジメント事業報告書というのがあるのですが、それに基づいて章立てをしてまいりました。第1章の計画策定の沿革・目的から第13章の経過観察まで約200ページにわたるものということになります。第1章につきましては、計画策定に至る経緯としまして書かせていただいておりますけれども、うちの陣屋につきましては周辺には民家が建っていたけれども、またくるわの中は町道が走っていたということもありましたけれども、遺構自体はよく残っていたということ。土台や堀割は崩れながらもどうにか白老元陣屋にとって重要な遺跡はよく残されていたということがあります。その後、明治になってから付近の住民たちが青葉会ですとか史跡保存会をつくって平



成25年には一度解散はしてしまいましたけれども、世代をまたいだ保護活動が続けられていたということです。史跡の指定は昭和41年、51年、平成7年の3回にわたって行われました。その間、本町では仙台藩の白老元陣屋資料館をつくったり、整備を行ってきたり、27年間にわたりましてそういうことが行われてきたということでございます。

2ページ、計画の策定の目的というのが中ほどにあります。本遺跡の本質的価値については後ほどご説明いたしますけれども、次代へ継承するとともに、抽出した諸要素に基づいて、多様な来訪者に本質的価値を分かりやすく伝えること目的とするというものでございます。

3ページには地図がございます。真ん中に赤い線で囲まれた部分が陣屋跡でございますけれども今回、計画対象範囲としまして東側の愛宕神社境内にある秩場大地これを少し含めたいということ、それと北西側のフシコウトカンベツというのがあるのですけれども、高速道路の手前側になりますけれども、これも掘割を残すところであり、また山裾もきれいに残っておりますので、こちらも含めたいということです。史跡の面積は35万平方メートルということであります。新しく計画対象範囲に加える土地については、地権者は2個人、2団体ということになっており、それぞれから了承をいただいているというところです。

4ページにつきましては、過去に去年から今年にかけて、6名の委員さんをもって5回策定の会議を開いてまいりました。それがこういう成果でございます。

続きまして少し飛びますけれども、11ページ、第2章になります。ここでは史跡を取り巻く環境としまして、自然的環境、白老町の文化財陣屋跡周辺の環境として23ページまで書き記しておりますが、その中で23ページを御覧いただきたいのですけれども、ここに表7、関係年表がございます。安政2年の3月27日に仙台藩は蝦夷地警衛を命じられたということ、安政3年3月に元陣屋の造営が開始され、6か月後の9月3日には上棟式が挙行されたと、また安政4年の6月18日は落成式が挙行されたということ、安政6年9月27日には仙台藩の所領になったと、慶応4年の7月18日には白老元陣屋から藩士たちが撤退したということが一覧で書かれております。

24ページから38ページなどは史跡の指定状況でありますけれども、宮城県出身者の方々が中心になった青葉会の方々の保存に対する熱意、それが一番であったということです。第1回目の指定は昭和41年、この際は9万平方メートルが指定されております。27ページは、これは第2次の第1次の追加指定ですけれども昭和51年、この際にかなり大きな面積になりまして指定面積が32万6,000平方メートルになりました。30ページには平成7年の第2次追加と一部解除になっております。現在の面積は35ページをお開きいただきたいのですが、35万3,630平方メートルということになっておりまして、34ページにはそれぞれの指定の状況を図面に出しております。36ページには国有地、町有地、民有地の区割りをし、37ページには地目図を載せております。

次に第4章になりますけれども、これをつくるに当たりまして絵図面や文献や伝承や発掘、試掘、植生の調査を行ってまいりました。39ページですけれども、我々の陣屋を書いた絵図というのは全国に18枚あることが分かりました。ちなみに1番から4番、7番から9番、15番は当館の所蔵になります。18枚のうち8枚を当館で所蔵しているということです。表については時系列で並べております。40ページ、41ページ、42ページ、43ページ飛びまして46ページ、47ページこれが当館のもので

す。それぞれのコメント、概要につきましては上に書かれておりますので、御覧いただければと思います。48ページも当館のもですが、当館に似た絵図が49ページ仙台市博物館、50ページ宮城県図書館、51ページ函館市中央図書館にそれぞれ収められております。53ページからは各長屋の平面図になりますけれども、発掘調査が行われ、ぴったりとこのとおり出てきたということもあり、しっかりと残されていたのだということが分かります。55ページから15番の仙台藩白老陣屋之図になりますが、これも本町の所蔵であります。平成20年にロータリークラブから寄贈になったものです。現在、56ページ、57ページにあるこの図をこれからの整備に生かしたいということで策定委員会一同で考えているところであります。61ページには図面等の調査まとめをしております。また62ページからは文献調査であります、これだけの18点の仙台陣屋の記された文献というのがございました。この中身については168ページからの資料3にそれぞれ翻訳はしているところです。本当はかいつまんでお話ししたいのですが時間がありませんので割愛させていただきます。66ページには伝承調査、アイヌの人たちもかなり陣屋の造営ですとか普段の生活に関わられたという共生の歴史があるということをもとめて書かせていただいています。発掘調査は昭和44年から9か年にわたって行われました。地質調査、試掘調査ありますけれども、いずれも昭和45年、46年の話なのでほとんどその後50年調査がされていないということもあり、これからの課題ということになっていきます。

92ページからは本質的価値というところでありまして、95ページにうちの陣屋の本質的価値を3つ挙げております。幕末北辺の遺跡であるということ、(2)としては本史跡は遺構がよく残っている、いわゆる掘割、土塁、建物の跡、神社の跡そういうものがしっかりと残っている。3つ目としては、白老元陣屋を定める理由となった自然の要害ということで、元々は勇払に置こうということだったのですけれども、三方を山に囲まれ両サイドを川が流れ、自然の地形、天然の要塞ということでこちらにもってきたということを書かれております。これに基づきまして、96ページからいよいよ本質的価値を表す諸要素とBとして要素以外の諸要素ということでそれぞれ97ページから施設、それはどこに当たるのだろうかということを図と表で表しているところです。基本的にはAというのは何があってもどういう開発行為も絶対に許さないというところ。B以下については少しずつ緩めながらということ。Bについては、ガイダンス施設の資料館ですとか先ほどご紹介しました絵図、門の立体復元、建物の平面復元、そういうことを下記というところ。B-2については便益施設そういうものが入ってくるということでもあります。101ページからは概要と写真ということでそれぞれの施設についてうたいながら写真もつけております。当然、101ページにあるように御本陣跡、御勘定所跡、いわゆる跡地になりますので当時の発掘調査の資力になりますけれども模様もつけているところです。

第6章では、本質的価値の現状と課題というものをそれぞれ書いております。

第7章では、これらをどのように保存し活用していくのかということで基本理念を4つ挙げております。保存管理の基本理念、活用の基本理念、整備の基本理念、運営体制の基本理念、これをより詳しく記したものが141ページの第8章、保存管理。149ページの活用、153ページの整備、157ページの運営体制というものでございます。

一番気にしておりますのは、今後の計画でございますけれども、今後の計画159ページにつきまし

では大まかに前期、中期、後期ということにしかまだ書かれてはおりません。こちらにつきましては来年度から数年でまた整備のための委員会を持ちながら計画書をつくっていきたいと思っております。

13章につきましては、経過観察ということで161ページのチェック票を設けながら、この保存活用計画の進捗状況、また地域との関わり、環境の変化、そこら辺を見直しながら、約10か年で見直しをしてまいりたいというところでもあります。以上、時間のなかでのかいつまんでのお話でございましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま説明が終わりました。何かご質問のある方いらっしゃいますか。氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。膨大な資料、こういうまとまった資料を見るのは初めてかもしれないと思います。仙台藩のいろいろな歴史云々、私もすごく興味があって仙台藩の陣屋資料館にも幾度か行って拝見させていただいております。仙台藩の陣屋資料館も築後47年ほどたっております。今回4、5年前に比べると相当、入館者数も増えてきて入館者に対する入館料もある程度、前とは比較にならないくらいの伸びを右肩上がりですべて示している。多分これは今後のウポポイの開設がコロナ禍を過ぎたときには、まだまだ陣屋資料館に向く目が広がるのではないかと私は思っています。そうしたときに入館料を保存に生かすのか、それとも資料館の今後の47年たっていますから、もっても十数年、これをどうしていくのかということに活用していくのか、そういった方向性については一度聞いて見たいと思っていたのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 今回、この保存活用計画をつくったということになると、この後に整備基本計画があって、具体的な整備というのに文化庁から支援がいただけるのです。今言われているのは我々がこの史跡を指定したということの大きく3つ要素が出てきています。歴史的価値、遺構が残っているという価値、遺構をつくったという自然的な価値という3つの要素を大事にしないといけない、なので基本的にはウチクルワ、ソトクルワ、愛宕、塩釜神社といった周辺の本質的価値と言われる部分をどう残す、整備する、本来ないものは例えば土塁の上に木があったものは取りなさい。まず整備の基本はそれなのですけれども、史跡のきちんとした歴史ですとか、そういう部分を伝えるガイダンス施設として資料館があるということなのです。最初に資料館を整備するという形にはなかなかないので、この計画は策定委員さんの中で中学3年生が見ても分かりやすくしてくれということで次年度ダイジェスト版をつくらうと思っているのですけれども。その部分のセットということで資料館も今後どのように新しい資料が出てきたらそれを見やすくするだとか、施設の中でも施設の状況としてはあまりよとしくない環境もありますので、そういうものも含めた中で。活用の部分で今回、新しく活用計画というのが出てきたのですが、ウポポイの入館者の待ち時間などの利用で相当伸びてきているというのは武永参事から聞いておりますので、そこはもれることなく今までやっている講座だとかも含めて、コロナの状況を踏まえながらいろんなことをやっていかないとならないと思っております。資料館は資料館としてやらないと駄目なのですけれども、この計画としては史跡の価値は何なのだというをまず示してくれということになってい

ます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにありませんか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 12章の今後の計画というところで、整備基本計画を文化庁に申請するのに、これがあってやりやすくなったということですがけれども、これが前期、中期、後期で基本計画の策定から中期になると各種整備工事の実施になっていきます。これがどういうイメージをすればいいのか、どういう工事が想定されていて計画の上に乗っかっていくのか、その辺を詳しく教えていただければありがたいのですが。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） まず、この保存活用計画というのは10年計画になります。その中では先に早い時期に前期パターンでやらないと駄目なこと、中期的にやっていかないと駄目なことと、10年以降もこういう形で進めていかないと駄目だということがあって、中期の段階である程度、着手できればいいという具体的な整備の流れを、活用の部分はいろんなソフト事業があるので、文化庁のソフト事業を使わなくてもいろんな補助メニューですとか活用してでもできるかと考えていますけれども。まずは土塁を整備するですとか、例えば堀をきれいにするだとか、塩釜神社、愛宕神社も大分痛んできているので、そこを戻せる形にするために、植生調査と先ほど武永参事も言ったのですけれども古い調査しかないので2年、3年間の中できちんと調査をしていかないとならないということがたくさん出てきています。我々の考え方の中では3年くらいの中で具体的にどういう整備をしないと駄目なのかという保存活用計画を元にまた計画をつくらないと駄目だという作業に入るのでありますが、そのための作業を前期の計画として掲げていまして、中期の各種工事実施ということはこの後の4年後、5年後くらいに着手できるために最初に優先的にやらないと駄目な工事の優先順位を決めると。そうなってくると保存活用計画が10年のスパンになってしまいますので、次の計画のためのPDCAを確保して、それからまたどういう計画を現状維持型でやるのか拡大するのかというのは前期、中期、後期という形で示させていただいています。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） イメージ的には前期のところでは実施設計になっていますけれども、その前段に調査が主体となって次の段階に進んでいくのが中期になるのだというイメージいてよろしいということですか。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） はい。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにありませんか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 従来からも駄目だということは分かっているのだけれども、今回10年やっても上物の設計図がないから立体的になるという視野は入っていないでしょう。小西委員も10年の計画を聞いたけれども、この中で土地を買ったりするのだけれども、町の単独財源みたいなものが出てくるのかどうかその辺だけをお伺いします。

○委員長（吉谷一孝君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） まず先にお話しされていた上物というものが資料的なものでもし正確なものが出てくれば可能性はあると思うのです。ここに載せられている絵図面の中での部分については、まだ根拠が未熟だということで今後、いろんな部分で探して仙台なり東北なり、もしくはこの辺に図面があるとしたら、そういうことがきっかけとなって一步前進するのかなと思います。仙台の博物館の高齢の方が委員さんで入っていただいているのですけれども、できればあそこの土塁に塀を回したいという話はされていました。今後の基本計画なり整備に至るまでの整備についてはある程度、文化庁から財源があるのですけれども、それが100%という形ではないので、この計画を進めていく中ではある程度の一般財源といいますか、そこは調査の過程の中では出てくるかと思っています。できるだけいろんな補助メニューは活用しながら進めていきたいというのは当然、前提として考えていきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 意見がなければ、これをもって史跡白老仙台藩陣屋跡保存活用計画（案）について終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

---

再開 午後 3時48分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

3番目、生活館の改築方針について。アイヌ総合政策課より説明を受けます。

笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 当課からは生活館の改築方針について町案を整理いたしましたので、そちらについてまずご説明させていただきます。また改築方針については、町の公共施設等の総合管理計画も関連することから財政課にも同席いただいております。

それでは資料に沿って説明させていただきます。表紙をめくっていただきまして右下にページ数が書いているのですけれども2ページになります。まずはじめにということで今回は生活館が8館あるのですけれども、その中でも白老生活館と白老中央生活館の集約が先ほどの計画上、求められている部分がありますので、これまでに関係するアイヌ協会ですとか関係する町内会にはご意見を伺って、ご説明をいたしてまいりました。このたび町におきまして、生活館の設置目的・利用状況、関係団体・町民の意見等を踏まえて、町の方針（案）を決定いたしましたのでご説明させていただきます。

3ページについて、町の総合管理計画なのですけれども、こちらについては下の表にもありますとおり、人口が平成元年をピークに減少していること、それから高齢化が進んでいること、町の財政状況等を鑑みまして、これからの公共施設全般の基本方針ということで平成29年3月に20年間の計画で定めたものでございます。施設を更新する場合については統合・縮小・廃止についても検討

することとされております。一番下の表の昭和37年が白老生活館、高砂にある生活館がつくられたときで、昭和52年が白老中央生活館、大町にある生活館がつけられたときでございます。平成元年の人口を100といたしますと今は74ということで大分、人口が減っているという状況になってございます。補足なのですけれども、白老生活館については昭和54年に建て替えを1回行なっている状況になっております。

4ページでございます。生活館についての定義ということで、皆さんご承知かと思うのですけれども、もう一度確認させていただきます。アイヌの方々が居住する地域において、住民の生活の改善とか向上を図るために、各種の相談事業ですとか人権課題解決のための各種事業を行う施設となっております。こちらは社会福祉法の隣保事業を行う施設ということでございます。隣保事業については何かというと例えば本州だと部落問題があるのですけれども、そういった部落に住む方々のために行う人権相談とかそういった事業を行うということで、北海道でいうとアイヌの方々が居住する区域において相談事業等を行う施設という形になってございます。また、この施設については相談事業だけではなくて、地域交流事業ということでサークルやクラブとかが使うレクリエーション活動もできるようになっておりまして、町の条例の中においても目的としては、生活相談、生活改善指導ですとか講習会の開催のほかに住民の集会、会合の施設ということで位置づけられております。

下の5ページを御覧ください。こちらは白老町内の全8館の状況になっております。真ん中の構造のところを見ていただくと、一番上の白老生活館と2番目の白老中央生活館が木造で耐用年数が24年ということで、実際には24年が過ぎて40年以上たっているのですけれども、右側の残年数と書いているのですけれども、これは耐用年数を超えているということで三角だと白老生活館ですと17年耐用年数を超えていると、中央生活館だと19年超えているという状況になっております。下から4段目にほかに萩野生活館も木造になっておりまして、こちらも耐用年数が11年超えているという状況になってございます。

6ページ、7ページを御覧ください。こちらにつきましては、町内の公民館ですとか福祉館、生活館、集会施設といわれるものを大体、配置的に図式化したものです。白老地区におきましては、いろいろと施設がそろってまして、下の7ページなのですけれども白老生活館、白老中央生活館のほかに中央公民館ですとか緑丘福祉館、川沿生活館、それからいきいき4・6にも集会施設があるという形でこういったことで記載されております。割と似た性格の施設が多いということで、町の総合管理計画の中でも統合とか集約といった形が求められているという状況になってございます。

3番の生活館の利用状況なのですけれども、上は過去8年間くらいの全8館の状況ですので、こちらは後ほど御覧いただければと思うのですけれども。下の9ページで今、焦点となっています白老生活館と中央生活館の利用状況、回数、人数が書いてございます。回数、人数ともに白老生活館よりも中央生活館のほうが3倍から4倍、利用状況、回数等が多い状況になっております。ただ年々、人も減っている部分もありまして、中央生活館は回数、人数とも落ちている状況なのですけれども、白老生活館は大体横ばいという状況になってございます。

10ページです。人数、回数のほかにこちらは目的別になっております。白老生活館につきましてはアイヌ関係の部分で刺しゅうとか踊り、アイヌ協会ですとかモシリさんが利用している部分が多くなっておりまして、そのほかに会議、交流事業も令和元年度の実績ですけれども11回となっております。一方、下の白老中央生活館についてはアイヌ関係の部分も若干はありますけれども、大部分はヨガとか詩吟とかフラワーアート、そろばん、ゲーリング、そういった形のクラブ活動とかもレクリエーション的なものの利用がもっぱらという状況になってございます。下の11ページは、団体別の内訳の回数を書いたものでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

12ページなのでございますけれども、平成29年に公共施設の総合管理計画ができてまして、アイヌ協会さんとか住民にご説明したのですけれども、そういった意見とかそもそもの生活館の設置の意義、それから利用状況とかこれからの町の人口動向を踏まえて、町として方針案を定めました。まず白老生活館につきましては令和5年度をめどに建て替えを行いたいと考えています。2点目にこれまでの地域交流機能に加えまして、アイヌの伝統的な儀式の実施や白老アイヌ文化の振興、そういったものに寄与する施設にしたいと考えております。この部分は、ウポポイができる前までは、町には旧アイヌ民族博物館がございまして、そちらでアイヌ文化の保存、伝承、そういったものの役割を担ってきた部分があるのですけれども、ウポポイができて大変ありがたいのですけれども、ウポポイについては白老だけではなくて北海道全域、それから松島とか樺太とか全体を含んだアイヌの文化の施設という形になりますので、白老のアイヌ文化の保存、伝承を守っていただくという部分は、今後は白老アイヌ協会が担っていただく形になると町としては考えてございます。白老アイヌ協会でも、そういったことをやっていただくに当たって、施設の中でいろいろとかを設けた形で儀式もできる施設にしたいと考えてございます。一方、白老中央生活館におきましては、令和6年3月ということで5年の末で廃止と考えております。今まで利用していただいた方にどうするのだということでございますけれども、新たな白老生活館それから近隣の中央公民館ですとか、いきいき4・6の集会室を使用していただきたいと考えてございます。

13ページのスケジュールなのでございますけれども今日、総務文教常任委員会の委員にご説明させていただきまして、関係団体、アイヌ協会等にも今後ご説明したいと思っております。住民には1月に住民説明会を開催いたしまして、町内会ですとか利用団体に案内を差し上げてご説明をしたいと考えております。施設のスケジュールなのでございますけれども来年度、白老生活館の基本設計、4年度に実施設計をして今の白老生活館を解体、5年度には建物と外構の工事をしたいと考えています。6年度については白老中央生活館の解体という形で考えております。昨年来、いろいろ意見をお聞きしてきたのですけれども、白老生活館を改築するという部分は大体合意の部分を取れているのですけれども、白老中央生活館もやっぱり残してほしいという声もあったものですから、個別にいろいろ前段で意見をお聞きしております。そういった中でも統合はやむなしという声とか、経過措置を何年か設けてほしいという部分、そういう声ですとか、残してほしいといういろいろな声がございます。残していただきたいという部分のところに対しては、町として譲歩、勘案できる部分の調整もいたしまして、住民には丁寧に説明していただいて納得いただいて統合する形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） ただいま担当課からの説明が終わりました。これに対しまして何かご意見、ご質問のある方お受けいたします。

前田委員。

○委員（前田博之君） 方針の生活館でこれまでの地域交流機能に加えて伝統的な儀式の実施、アイヌ文化の振興などに寄与する機能というのは、具体的に13条になるのだけれども。生活館に13条的なものもあるでしょう。アイヌ文化振興などに寄与する機能を付加ということは、町として基本設計に入るのだけれども、町としてのこういう施設だとかという具体的なものを多様にした会館づくりだということを考えているのか。具体的にアイヌ文化振興に寄与する機能というのは何かということですか。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 儀式は先ほど説明した、いろり等という部分で考えてはいるのですけれども。文化振興などに寄与するというのは、今も交付金の部分の文言をそのまま取ったものですから、文化の振興の部分で具体的にこういった目玉のものというものの具体的なものはまだないのですけれども、アイヌ協会さんの意見等も関係団体の意見等も踏まえながら実際のレイアウトをどういったものを配置するかというものは、相談しながら詰めていきたいと考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） アイヌ協会はそこで事務所を借りているけれども、この生活館の性格からいけばアイヌ協会の事務局が入れるのか。あるいは今まで旧アイヌ民族博物館で踊りの保存の人だとか、ああいう施設を活用したのだけれども、そういう部分の小さな舞台みたいなものが保存できるような形ものは町で考えてやるのか。アイヌ協会を主体にもものをつくってしまうのか。その辺をお聞きしておきたいです。

中央生活館の部分で今後の活用について不安定な部分があるのだけれど、町としてはっきり残すにしても期限をつける、これまでだということをやらないと、だらだらだらだらいつてかかってしまうのです。町としてしっかり物ごとの整理の仕方を決めてかからないと、旧態依然の延長線上で使ってしまうと、また直すとか手直しになってしまうので、その辺をはっきりできるのかどうか、それだけ聞いておきます。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 1点目につきましては、事務所についてはアイヌ協会の事務所も入れる形の方角にしたいと考えています。先ほどおっしゃった協会だけではなくて、町には保存会もありますし、無形文化財に指定されている施設でもありますので当然、関係団体の意見はアイヌ協会だけではなくて、そういったところも意見を踏まえながら、施設のレイアウトについては考えていきたいと思っております。

2点目の廃止の部分、こちらについても結局、白老地域には施設がたくさんあって、ほかの地区で見るとすぐ歩いて行ける距離だけではない地区もあるので、町内の公平的なものも見て管理計画に基づいて集約していかないと町としても財政的な部分で立ち行かなくなるので、ここは期限を切らなければならないということで住民には説明をしていきたいと思っております。経過措置の部分で



向こうに配慮する部分がどこまでできるかというのは、住民と調整しながら丁寧に説明しながら調整していきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 財政課長も来ているから聞きたいのだけれども、生活館を交付金か何かでやれば建物の規模の基準がありますよね。最大限何平米以内だと。あるとすれば今私が言った部分が基準内の面積が出る場合があります。アイヌ協会から聞いたりしてこれでは収まらないという部分については、白老町の持ち出しとなるのかどうか。その辺だけきちんと整理しておかないと。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 従前は建物の建築の交付金については厚生労働省の地方改善事業という名称の交付金だったのですけれども、そちらについては上限額がありまして前は補助率が4分の3だったのですけれども、実際には基準額的なものがあって4分の3以上負担していたという事実がございます。今回、元年度にアイヌ推進法ができて、新しい推進交付金になってからは基準額的なものは設けられてはおりませんので、そちらは8割プラス特別交付税1割という形になっているので、その部分については問題はないかとは思いますが。解体の部分については建て替えるものについては解体費も出るのですけれども、集約してもう1つ残ったものについてそこにも国との相談で確約ではないのですけれども、新しい施設と一体的になって壊すという形であれば翌年度とかで壊すことであれば交付金の対象の可能性となると、そこはまだ確約ではないのですけれども、そういった形で言うていただいておりますので、引っぱって残していくと解体費が出ない形になるので、そこはなるべく一体的に整備して壊すということで翌年度に壊せる形で調整したいということで考えてございます。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

小西委員。

○委員（小西秀延君） 小西です。まず12ページなのですけれども、白老生活館のところで資料を転用して使うとあれなので、中段の米マークの2つ目のアイヌの伝統的な儀式の実施やのやが2つ入っていると、中央生活館のアイヌ関係の利用はいいのですけれども、そのほかの団体さんとかいきいき4・6や中央公民館に集約するという形なのですけれども、この団体さんの活動歴を見てきちんと吸収していけるというシミュレーションみたいなものはきちんとできておりますか。その辺を少し説明していただけますか。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 生活館が8館あるのですけれども、レイアウト的には大きい集会室というのと研修室という畳の部屋が2つくらいあるのですけれども。今、令和元年度の部分の白老生活館と白老中央生活館の1年間の利用状況、何月何日にこれを利用したという部分で、もし一緒に同じ施設で団体が使ったとしたら、どれくらい重複するのか、その辺りも検証しまして、回数的にはそんなに重複は多くないです。例えば曜日を変えれば全く収まるのですけれども、新しい生活館については飲み込める形のレイアウトということで整理したいと考えておりますので、現状でも曜日を入れ替えればきちきちだけれど入ると、ただそれだと余裕がないのでその辺りも踏ま

えたレイアウトにするということでシミュレーションをしております。

○委員長（吉谷一孝君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 今のご答弁だとメインとなるのは新しい白老生活館に吸収するということですか。中央公民館とかいきいき4・6にはあまり割り振らないというイメージでいいのですか。その辺をお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 使用料金といたしますと生活館が割安といった部分になっているので、そこで飲み込めないかと見ているのですけれども。いきいき4・6と公民館のデータも取ってそこも全部はシミュレーションはできていないのですけれども、そこも踏まえた形でのシミュレーションで整理をするということで考えております。

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。一つはアイヌ協会さんとお話をしたのであれば、そこでどのような要望が出たのか、それを差し障りのない範囲で結構ですから知りたいということと、先ほど財政の話、建物の大きさの話とかありましたが、これは宿泊施設も併用できると私は理解していたのです。例えば宿泊施設みたいなものを中に内蔵してもいいのではないかと前を前にいったような気がしたのだけれども。そういうことは全然ない状況なのかどうか。趣旨でいけば、ここに書いておるとおりで生活館を使うという趣旨でいけば、ですから逆に言うと小西委員からも出ましたけれども、壊さなかったらどういう負担になるのかと言う意味、壊さなかったらというのは使えるだけ使うという意味です。新しいものを建てるかということではないです。基本的には生活館の使い方というのはここに書いておるとおりだと私は思うのです。だからといって小西委員も言われた地域の人はどうでもいいのかということにはなりませんから。壊さないことのデメリットどのくらいあるのか。例えば1年間待ったらアイヌ交付金が出ると。出なかった場合に中央生活館を壊したらどれくらいかかって、それと町民との要求とのバランスでどうとれるかということだと思のです。結果として、壊すか壊さないかということ。基本的には壊せば一番いいのだけれども、そういうことであまりにも町民の皆さんとのあつれきが大きければ考えないといけなから、そういうことでいうとどれくらいの壊すためのデメリットがどれくらいあるのかと、もし分かれば結構ですから、そこら辺を教えていただきたいです。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 1点目のアイヌ協会の要望なのですけれども、白老生活館を残すというのは、すぐ横にアイヌ碑があるのです。あそこについてはアイヌの大切な場所だということで、すぐ近くにある白老生活館を残していただきたいというアイヌ協会の要望がありまして、町としてもそれを受けて趣旨はもっともだと、そこを大事にしないといけないということで白老生活館を建て替えるといった考えでございます。

壊さなかった場合のデメリットなのですけれども、交付金の部分はまだ確約できていないと先ほど言いましたけれども、一体として壊せるのであればその部分は町の交付金として活用できるの

で町の財政が助かるという部分があると思います。何年か残していくとなった場合については、そこはおそらく国としては一体として見られないということで国の交付金の対象とはならないので、もし壊すとすると町の単費で壊さなければいけないので、例えば今もいろいろ町の施設も壊せないで残っている部分があると思うので、そこは避けなければいけないのと、ここだけではなくて今後いろんな管理計画の中で施設をやっていくときに、残って経過措置で使えるのだとなると財政課ともお話しさせていただいて、それが例になってしまっても困るという形なので、なるべくすばっと翌年度のうちに財政的な部分もあるし、今後の見通しの部分もあるので、なるべく翌年度にすばっと整理をしたいというのが今の考えでございます。無理矢理、強行して遺恨を残すということになると次の施設もやりづらくなるので、なるべく妥協的なものが何かできないのかということとは、1月に説明会があるので事前に懇話会をしている部分があって、みんながみんな残してくれというよりも、一番利用しているとか使い勝手がいいと思っているところが反対している部分があるので、そこどうまく調整をしながら将来にあまり無理矢理に押し切られてやられたのだという形で町が無理矢理にやったのだということにならない形で丁寧に説明をしていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 江草アイヌ総合政策課主査。

○アイヌ総合政策課主査（江草佳和君） 本来、機能に付加される部分のお話を私からご説明させていただければと思うのですが。ここに端的に書かせていただきましたとおり、元々の生活館としての機能にプラスしまして、まずは書かせていただいた伝統的な儀式の実施、そういったものが多機能型という言葉に表されているのですけれども、まずは行なっていくべきというのが示されております。プラス、先ほど前田委員からもお話ありましたアイヌ文化振興という意味でいけば、例えば白老地域の特色ある刺しゅうだとか、そういったものを展示したりだとか、そういったことで理解を深めていくコーナーができることになるかもしれない、そういった部分が今のところイメージが出てくるアイヌ文化振興というところ。あとプラスで当然、今までの実態としてのコミュニティ機能があって地域住民の方の活動に使われているということにも答えられる施設の内容というかキャパシティをしつつ、例えば道内の各地域からほかの地域のアイヌの方々がいらっしゃったときに、きちんとお互いの地域同士の交流ができる施設機能も持てるものとして多機能型として展開していければというイメージを国としても持っていますし、私共も地元の関係者の方のニーズを聞きながら、そういったものにしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 丁寧な説明でよく分かりました。とにかく町民全体が理解してもらえる形が一番望ましいと思いますし、もう一つは今までの博物館とウポポイは全く違うわけですから、地元のアイヌの人たちの意見を無制限に聞くとか、そういうことを私は言っているわけではないです。今までの博物館があったのとウポポイに変わったということは、全然違うことなのです。私はアイヌの人たちの意見をよく聞いて、我慢してもらうところは我慢してもらうけれども、アイヌ協会の人たちが納得できる取組をしてほしいのです。その中に地域住民の人たちの意見がプラスになって、よかったと言える施設にぜひしてほしいのと、そういう努力はしてほしいのと、逐一や

っぱり議会に例えば基本設計の部分で大まかな枠ができたときに示してほしいと思いますので、その点だけは考慮願いたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 大渕委員おっしゃられたとおり、アイヌ協会ははじめ関係団体のご意見はそこが中心となるものなので、ご意見は丁寧に聞きたいと思っております。コミュニティ機能もあるということで、合わせて町民の意見等も踏まえたいと思っております。節目節目の部分で議会等にも設計状況や調整状況もご報告したいと思っておりますので、来年度の総務文教常任委員会の調査事項も白老の課題等になっておりますので、そういった場も活用しながらご説明していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

○委員長（吉谷一孝君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

---

再開 午後 4時19分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 本日の協議事項3件、全て終了いたします。大変、長時間にわたり皆様のご協力をいただきましてありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもって総務文教常任委員会を閉会いたします。

（午後4時19分）